

# 屋外広告物の適正な管理・点検の徹底について



強風による屋外広告物落下事故（令和6年7月24日）  
写真提供：川口市

## 広告物の所有者・管理者にも管理義務があります！

### さいたま市屋外広告物条例(抜粋)

#### (広告物の管理)

第18条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者（管理する者が置かれているときは、その者）又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

#### (点検)

第18条の2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イに掲げる者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則に定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りではない。

**もしも、自身が所有、占有(≒使用)している看板が落下し、第三者へ危害を与えてしまった場合、賠償の責任が生じるほか、企業のブランドイメージを損なうことにもなります。**

#### 【お問い合わせ先】

##### 《屋外広告業の登録について》

都市計画課 まちなみ・景観係 TEL：048-829-1409 FAX：048-829-1979

##### 《屋外広告物の許可について》

設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合

北部都市計画事務所 都市計画指導課 TEL：048-646-3178 FAX：048-646-3189

設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合

南部都市計画事務所 都市計画指導課 TEL：048-840-6178 FAX：048-840-6189



屋外広告物の安全管理について  
(さいたま市 HP)

